

○周防大島町郵便入札実施要綱

平成18年3月29日

告示第14号

改正 平成27年7月24日告示第66号

令和4年3月8日告示第17号

(趣旨)

第1条 この告示は、周防大島町（以下「町」という。）が実施する郵便により実施する競争入札（以下「郵便入札」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 郵便入札の対象は建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。）、建設コンサルタント・建築設計・補償関係・測量・地質調査等の業務及び業務委託とし、町長が適当と認めて指定したものとする。

(入札の公告等)

第3条 町長は、郵便入札に付するときは、周防大島町財務規則（平成16年周防大島町規則第47号。以下「規則」という。）第111条に規定する一般競争入札の公告、規則第129条に規定する指名競争入札の通知（以下「公告等」という。）において、次の各号に掲げる事項も併せて公告等を行うものとする。

- (1) 入札書の郵送方法
- (2) 入札書の到着期限（以下「到着期限」という。）
- (3) 入札書の送付先
- (4) 開札の日時及び場所

(入札書等の郵送方法)

第4条 郵便入札に参加しようとする者は、入札書、工事費内訳書（以下「入札書等」という。）を町の指定する郵便局（以下「指定郵便局」という。）へ留め置きで、到着期限までに到着するよう郵送しなければならない。

2 前項の規定による郵送は、様式を指定した封筒を用いることとし、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便のいずれかの方法により郵送しなければならない。

3 郵便入札に係る費用については、入札の結果にかかわらず、入札参加者の負担とする。

(無効の入札)

第5条 周防大島町工事執行規則（平成16年周防大島町規則第149号）第14条各号に掲げるもののほか、次の各号のいずれかに該当する入札は、これを無効とするものとする。

- (1) 競争入札参加資格のない者のした入札
- (2) 入札書に記名押印を欠く入札
- (3) 入札書に記載された入札金額と工事費内訳書の工事価格とが異なる入札
- (4) 入札書に誤字、脱字等があり意思表示が不明瞭である入札
- (5) 前条に規定する郵送方法によらない入札
- (6) 工事費内訳書の提出が必要な場合に、工事費内訳書を同封しない入札
- (7) 入札書が、到着期限を過ぎて到着した入札
- (8) その他入札に関する条件に違反してなされた入札

(入札書等の保管等)

第6条 町長は、指定郵便局から入札書等を受領し、開札日時まで厳重に保管するものとする。

2 指定郵便局から受理した入札書等は、書換え、引換え又は取消しすることができない。

(開札の立会)

第7条 町長は、郵便入札に付した場合は、入札参加者のうち開札の立会人を2人選任し、入札参加資格の確認又は入札通知を行うときに、あわせて開札立会依頼書を交付することとする。

2 選任された立会人は、やむを得ない理由がある場合を除き、立会を辞退することはできないこととする。

3 立会は、選任された入札参加者又はこの者から委任を受けた代理人が行うこととする。

4 開札日時になっても立会人が2人とも参集しない場合は、当該入札事務に関係のない職員1人が立ち会うこととする。

(開札)

第8条 開札は、公告等に記載した開札日時に行うものとする。

2 開札の結果、落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、落札決定を保留した上で、当該入札参加者に出席を求め、くじを引かせて落札者を定めるものとする。

3 前項の場合において、当該入札参加者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(入札回数等)

第9条 町長は、開札の結果、落札者若しくは落札候補者又は低入札価格調査対象者とすべき者がいないときは、再度の入札を実施するものとする。

2 前項による再度の入札は、会場入札により実施し、入札回数は2回までとする。ただし、予定価格を事前に公表した場合の入札回数は、初度のみの1回とする。

3 第1項による再度の入札は、初度の入札において有効入札をした者に限り参加することができる。ただし、最低制限価格又は判断基準額を下回る価格で入札をした者は参加することができない。さらに、再度の入札において、初度の入札における有効入札の最低価格を上回る価格で入札した者は、当該入札に係るその後の入札に参加できない。

(入札の延期、中止、取消し)

第10条 町長は、郵便入札において、郵便事情等により事故が発生した場合又は不正な行為等により、必要があると認めるときは入札の延期及び中止又は入札の取消しをすることができる。

(入札結果の通知)

第11条 町長は、郵便入札により落札者を決定した場合は、速やかに当該落札者に連絡するとともに入札結果を財務課において閲覧に供するものとする。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、平成18年4月1日から施行し、平成18年5月1日以降に指名通知を行う入札から適用する。

附 則（平成27年7月24日告示第66号）

この告示は、平成27年8月1日から施行し、平成27年8月1日以降に入札公告又は指名通知を行う入札から適用する。

附 則（令和4年3月8日告示第17号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。